

セーフティサブアセッサ学科試験免除条件及びセーフティアセッサ受験資格の変更について

2016年12月1日

日本認証株式会社

(一社)日本電気制御機器工業会(NECA)規定のセーフティアセッサ資格認証基準(NECA0901)の改定に伴い、セーフティサブアセッサ学科試験免除条件及びセーフティアセッサ受験資格に関して以下の通り変更いたします。

(1)セーフティサブアセッサ(SSA)資格試験

・学科試験免除条件の変更

従来は、講習実施機関(安全技術普及会)によるセーフティサブアセッサを対象とした講習会を受講した人の学科試験の免除を行なっていましたが、これを廃止します。但し、2018年2月末までに受験する場合に限っては、講習会受講による学科試験免除を適用します。この場合、全ての講習会は、試験実施日からさかのぼって3年以内に受講しているものとします。

なお、学科試験に合格しケーススタディ試験に不合格の人が、試験実施日から1年以内に再受験する場合は学科試験が従来通り免除されます。

(2)セーフティアセッサ(SA)資格試験

・受験資格の一部変更

2017年4月以降のセーフティアセッサの学科試験およびケーススタディ試験において、受験資格は問いませんので指定講習の受講は必須ではなくなります。但し、講習の受講などにより、資格に対する知識要件の習得を行うことが必要です。

なお、2016年末までに受験する場合は、従来どおり、講習実施機関が実施するセーフティアセッサを対象とする講習会を全て受講終了するか、セーフティサブアセッサ認証取得者で、講習実施機関が実施するセーフティアセッサを対象とする講習会(但しセーフティサブアセッサを対象とした講習会を除いた部分)を全て受講終了することが必要です。

・試験の実施

セーフティアセッサの学科試験およびケーススタディ試験を、本年は安全技術普及会による能力審査試験として実施しますが、2017年4月以降は、日本認証株式会社による、学科試験およびケーススタディ試験として実施致します。2017年4月以降のセーフティアセッサ(SA)資格試験の詳細は、試験実施までに日本認証ホームページにてお知らせします。なお、口述試験については変更なく、従来どおり実施されます。

以上